

# KNC NETWORK NEWS

2015年5月23日 発行

経営一言:「頭が悪いのだから、国立大学や有名私立大学を卒業した優秀な人材を使えばいいんだ」  
(ニトリホールディングス社長 似鳥 昭雄氏)

・所長コメント:いくら才能があっても、自分一人で全てを賄うことはできません。皆さんの協力を得、助けをもらうことです。成功はいかに出来る人を使うかによります。



(有)北野財經システム  
北野会計事務所  
大阪市淀川区西中島7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル707号  
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851  
http://www.kngroup.jp

気になる記事:街角景気5ヵ月連続改善—北陸新幹線・訪日客増加、地方も明るさ増す—

街角の景況感の改善が続いている。改善は5ヵ月連続。賃上げや株高を背景に、小売り関連を中心に景況感が上向き続けている。北陸新幹線の開業や外国人観光客の増加で、地方も明るさを増しつつある。

## 海外転勤中に自宅を賃貸する場合の賃貸収入の申告 《税務》

所得税法では、国内に住所があるか、または現在まで引き続いて1年以上「居所」を有する個人を「居住者」といい、それ以外の個人を「非居住者」と規定しています。

非居住者は国内源泉所得だけに対して所得税が課税されません。賃貸物件が国内にある場合の賃貸収入は国内所得となり、所得税の課税対象となります。そのため、確定申告書を提出しなければなりません。

非居住者が、確定申告書を提出する必要がある場合には、納税管理人を選任することになります。納税管理人を定めたときには、その非居住者の納税地を所轄する税務署長に「所得税の納税管理人の届出書」を提出します。納税管理人は一般的には家族や親族になりますが、税理士や税理士法人でも構いません。

なお、国内の会社の役員報酬は国内源泉所得ですが、非居住者の役員報酬は源泉徴収されることで課税関係が終了しますので、特に納税管理人を選任する必要はありません。

## 賃借物件の内部造作の減価償却 《税務》

自己の建物の内部造作については、その造作が建物付属設備に該当する場合を除き、当該建物の耐用年数を適用するという取り扱いがあります。ここから、他人の建物での内部造作も、建物付属設備に該当するものを除いて建物に含まれると考えるのが相当です。建物の耐用年数や、造作の種類、用途、使用材質などを勘案した耐用年数で償却します。

ただし、その建物について賃借期間の更新ができないもので、かつ、有益費の請求または買取請求をすることができないものについては、その賃借期間を耐用年数として償却できます。

なお、同一の建物についてされた造作は、そのすべてをまとめて一つの資産として償却しますから、その耐用年数は、造作の種類別に見積もるのではなく、その造作全部を総合して見積もることになります。

## メール受信時の確認 返信メールの徹底を 《経営》

ある会社の経理部門の話です。

経理と各部門間では定期的にメールのやり取りがあります。例えば、売上実績見込報告というものです。経理から各部門に依頼文と報告書式を送付して、各部門は期限までに提出することになっています。メールの送受信の際には経理担当者が必ず行うルールがあります。メールの送受信時に担当者は、一緒に担当するグループメンバーに同報して送ります。簡単ですがなかなか徹底できない作業です。大事なものは経理担当者から送られてきたメールに対して、必ず受信したことの言葉を添えて返信を行うことです。メールのやり取りが繰り返しかつても、その都度必ず返信を行うことを徹底します。多くの部門から送られてくるメールに返信することは面倒なことです。しかしこれを徹底することで、グループの連携が密になり、誰でも変わって対応できるメリットがあります。また受信記録にもなり、メールの確認が容易になることは、全体のメールを管理する上で極めて効率的です。経理が丁寧な対応をしていることに信頼感を持てますし、そのメールを確認すれば、返信の遅れや忘れに気付くことができます。

一見面倒でも無駄とも思える受信確認が、大きな目で見るとメールによるコミュニケーションの確実性を保証しています。

マイナンバーの利用開始は平成28年1月1日からですが、平成27年中に本人確認(番号確認・身元確認)を済ませた場合、平成28年に再度確認する必要はありますか？

## 《税務》

平成28年1月から始まる番号事務のために、あらかじめ平成27年中に個人番号を収集することができます。

平成27年中に、本人確認(番号確認・身元確認)を済ませた場合、実務上の事務負担を考慮して、平成28年中に再度の確認は不要となります。

ただし、マイナンバーを事前に収集する場合は、取扱規程の策定等の「安全管理措置」や、番号法に基づく本人確認措置と“同様の措置”として事実上の本人確認が必要となりますので、規定類の作成に未着手の事業者は、対応を検討することをおすすめします。

また、平成27年中にマイナンバーを事前収集することは、義務ではなく、事業者の任意とされております。